

大阪地検(企)第97号  
平成30年11月9日

## 行政文書不開示決定通知書

山中理司様

大阪地方検察庁検事正 北川 健太郎



平成30年10月10日受付(受付第6号)の行政文書の開示請求について、行政機関の保有する情報の公開に関する法律第9条第2項の規定に基づき、下記のとおり開示しないことと決定しましたので通知します。

### 記

1 不開示決定した行政文書の名称(請求する行政文書の名称等)

大阪地検本庁では、不起訴記録の閲覧謄写申請の場合、閲覧申請書を記録係窓口到手渡しで提出する必要があるが、保管記録の閲覧謄写申請の場合、閲覧申請書を記録係窓口到手渡しで提出し、かつ、閲覧許可決定後に150円の収入印紙を納付するために再び記録係窓口へ赴かない限り、刑事記録の閲覧謄写を認めないという運用をしていることが分かる文書(最新版)

2 不開示とした理由

開示請求に係る行政文書を作成又は取得しておらず、保有していないため。

※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法(平成26年法律第68号)の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、検事総長に対して審査請求をすることができます(なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。)

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、国を被告として(訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。)、東京地方裁判所、大阪地方裁判所又は行政事件訴訟法第12条第4項に規定する特定管轄裁判所に、この決定の取消しを求める訴訟を提起することができます(なお、この決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には、この決定の取消しを求める訴訟を提起することができなくなります。)

ただし、審査請求をした場合には、この決定の取消しを求める訴訟は、その審査請求に対する判決の送達を受けた日から6か月以内に提起することができます(なお、判決の日から1年を経過した場合は、この決定の取消しを求める訴訟を提起することができなくなります。)

\* 担当課等 大阪地方検察庁企画調査課情報公開窓口(担当者名:後藤)  
Tel: 06-4796-2200(内線:3120)